二十　ＡＴ大型第二種免許又はＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十一　ＡＴ大型第二種免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

**第四条**　［１～11　略］

12　前条に規定するもののほか、大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

［一～四　略］

五　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

六　府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から七時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、七時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

二十二　ＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十三　ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

**第四条**　［１～11　同上］

12　前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

［一～四　同上］

五　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

六　府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。